

お客様各位

## 規約内容変更に関する通知書

東京都豊島区西池袋二丁目29番16号  
株式会社セールspartner  
代表取締役 柘植 純史

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社が提供する「クラウド安心カメラ」(以下「本サービス」といいます。)をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、本サービスに関する機器の値上がりを受け、本サービスの規約を、平成27年6月1日付にて、以下の通り変更させていただきますので、本書面にてご通知申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、お手数ですが、以下のお問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

末筆となりましたが、弊社は、お客様に本当にご満足していただける商品・サービスのご提供を目指して参る所存でございますので、今後ともご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 規約の変更箇所

変更前
<p>第21条(修繕、保守等)</p> <p>2.お客様は、本商品に紛失・滅失・盗難・破損等が生じた場合、<b>本商品1台あたり金22,000円</b>を当社に支払う義務を負うものとする。また、お客様から当社に対して当該支払いを行うことにより、当社からお客様に対して新たに本商品を貸与し、契約期間満了日まで継続利用できるものとする。</p> <p>第23条(解約後の措置)</p> <p>2.お客様は、理由の如何を問わず本サービスに関する契約が終了した場合、当社が指定する期日までに、当社に対して本商品を返却するものとします。尚、当該期日までに本商品が返却されない場合、本商品を紛失したものとみなし、お客様は当社に対して、<b>本商品1台あたり金22,000円</b>を直ちに支払うものとする。</p>
変更後
<p>第21条(修繕、保守等)</p> <p>2.お客様は、本商品に紛失・滅失・盗難・破損等が生じた場合、<b>本商品の購入に要する実費相当額</b>を当社に支払う義務を負うものとする。また、お客様から当社に対して当該支払いを行うことにより、当社からお客様に対して新たに本商品を貸与し、契約期間満了日まで継続利用できるものとする。</p> <p>第23条(解約後の措置)</p> <p>2.お客様は、理由の如何を問わず本サービスに関する契約が終了した場合、当社が指定する期日までに、当社に対して本商品を返却するものとします。尚、当該期日までに本商品が返却されない場合、本商品を紛失したものとみなし、お客様は当社に対して、<b>本商品の購入に要する実費相当額</b>を直ちに支払うものとする。</p>

お問い合わせ先



受付時間 平日 10:00~18:00 (土日、祝祭日、年末年始を除きます)